

なんたん

No. **13**

農業委員会だより

平成22年10月号

心地よい風を吹かせたい
～手作り市「風の市」～



農地制度が変わりました その4	2 ～ 3
米トレーサビリティ法	3
食と農業 その2	4 ～ 5
いきいき南丹の農業 その8	6 ～ 7
農業者年金	7
なんたんあっちこっち	8
編集後記	8

八木町神吉地区は、みず菜、九条ねぎ、トマト、トルコギキョウなどを栽培する京都ブランド野菜の産地です。神吉「風の市」は、農家が市場に出せなかった規格外品や、自家用で作って食べきれない野菜などを、地域の方に安く提供できる場所を確保できないかと考え生まれました。

4月から12月の第2土曜日に、神吉自治会館前で、京野菜をはじめ加工食品、コーヒー、うどんなどを提供しています。

—関連記事 いきいき南丹の農業—

発行 南丹市農業委員会

編集 南丹市農業委員会広報委員会

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47

TEL.0771-68-0067 FAX.0771-63-0654 E-mail:co-nougyo@city.nantan.kyoto.jp

その4 農地制度が変わりました!

～農地を転用する場合には、農地法による手続きを～

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる「無断転用」が後を絶ちません。農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努めましょう。

農地の転用には許可が必要です

農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的としています。

農地は農業上大切なものであり、また、農地以外のもにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって、優良な農地を確保できるように、土地の合理的な利用を踏まえ、適正な農地の転用が行われるようになっています。

これまでに農地転用許可制度が適切な実施により、農業構造政策の円滑な推進および農地の乱開発や遊休農地の防止等に果たした役割は大きいものがあります。南丹市においての転用面積は、平成19年2.9％、20年2.2％、21年1.2％で、近年は減る傾向を示しています。一方で農業、農村をめぐる経済的社会的環境の変貌に対応して、その適切な運用の改善も図られています。

この制度のポイント

農地は、大切な食料の供給基盤です。一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、適切に行われる必要があります。平成21年12月からの新しい農地制度では許可の対象をひろげ、違反転用の

罰則が強化されるなど、農地転用規制が厳格になりました。

わが国の食料自給率を高め、食料安全保障のため、みんなで優良な農地を守りましょう。



▲農業委員会ではパトロールを行っています

農地転用許可制度の目的は、どのようなものですか？

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

農地転用って具体的には、どのようなことですか？

農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林など、農地以外の用地に転換することです。

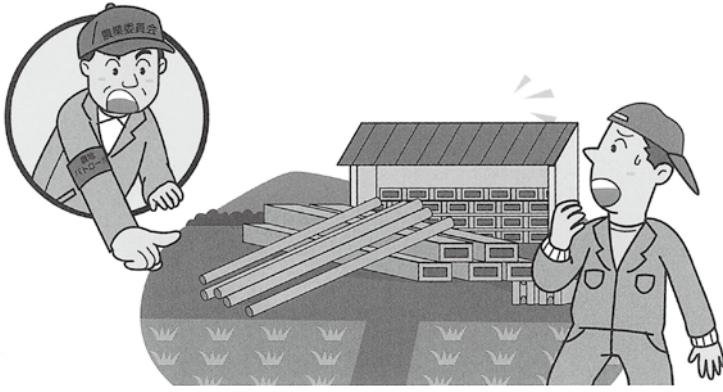
農地転用許可の基準は？

なお一時的に資材置場や砂利採取場などに利用する場合も転用になります。

市街地に近接した農地や生産力の低い農地などから順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）に応じて、次により転用の可否が判断されます。

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団農地で高性能農業機械での営農可能農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業など公益性の高い事業（第1種農地の場合を更に限定）の用に供する場合などは許可
第1種農地	・集団農地（10ha以上） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合などは許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ・市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地	原則許可

※立地基準のほか、事業実施の確実性や周辺農地への被害防除措置など（一般基準）についても審査が行われます。

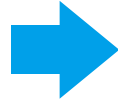


無断転用したり許可どおり
転用しなかったら…

無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。(農地法第51条) 罰則の適用もあります(農地法第64条、67条)。平成21年12月からの新しい農地制度のもとで、罰則が強化され、罰金額が大幅に引き上げられました。

事項	これまで
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)
②違反転用における 原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)

罰則強化

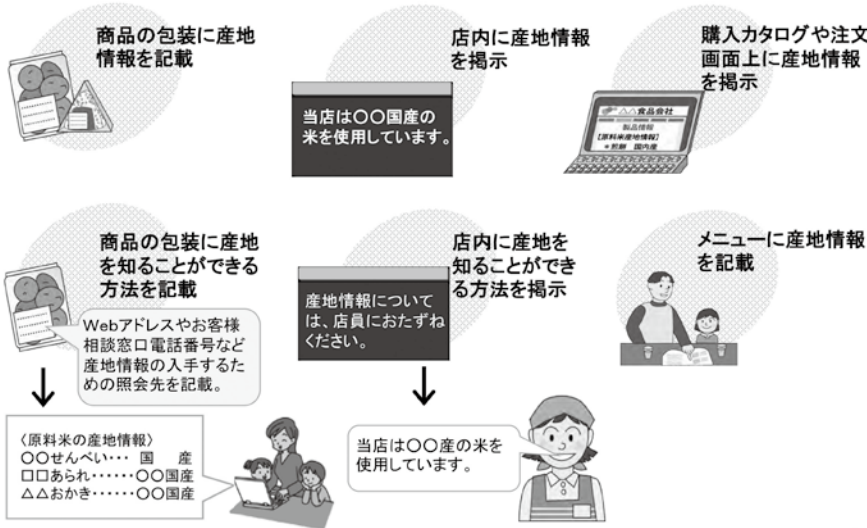


これから
3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

米トレーサビリティ法がスタートします

平成22年10月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が施行されます。この法律では、生産者、小売事業者、加工事業者などの「米や米加工品」に関わる事業者の方が、「米や米加工品」の取引などを行った場合には取引記録を作成・保存すると共に、平成23年7月からは産地情報の伝達を行わなければならないことになっています。

一般消費者への産地情報の伝達手段



※法律の詳しい内容は、農林水産省のホームページ
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法 検索

問い合わせ先 近畿農政局 食糧部計画課 TEL 075-414-9731



食育を通じた
農業の果たす役割

日吉学校給食共同調理場

所長 太田眞裕美さん

平成21年4月から殿田小学校に日吉共同調理場が併設されました。以前はそれぞれの小学校で給食調理を行っていましたが、現在は同じメニューで調理ができるようになりました。

食材には、季節に応じた旬の野菜やお米など、農家の方が丹精こめて作られた日吉町産のものをできる限り使用しています。日吉町特産の壬生菜はハウス栽培なので一年中使用できます。

食を支える
あの人この人!

南丹市農業委員会は、農業の果たす役割と、食の大切さを多くの市民の方に知っていただくために、食と農業に係わる人のシリーズを掲載することとしました。南丹市の学校給食を支えるさまざまな人の取り組みを紹介します。

胡麻あえやサラダは子ども達に大好評です。乾燥された壬生菜の粉はふりかけやクッキーに使用します。丸々とした黒大豆は煮物や特製の寿司になり、味噌汁には加工された黒大豆味噌を使用します。また、椎茸や平茸しめじは日吉町内の椎茸生産組合から納品してもらっています。

以前は、食材は全て市場を通じてきたもので、地元産はあまり使っていませんでしたが、平成2年から初めて地元産の食材を使用し、子ども達に新鮮で安全な食材が提供できるようになりました。

最初は、野菜が生育不足で予定どおり納品されなかったり、規格も統一されていなくて苦労もありました。



▲様々な方の努力により、おいしい給食が提供される

しかし、食材がどんな環境で育って収穫されたのかが分かるようになったことは、本当に安心なことです。1日の作業が終わると、子ども達の反応や感想を栄養士の先生や配送の方に聞かせてもらい、次回の参考にします。切り方については、煮物を大きめ、苦手な子が多い茄子やピーマンは小さめなど、どうしたら喜んで食べて貰えるかを常に考えています。



▲ハウス栽培の壬生菜は食材として一年中使用できる

日吉町は自然に恵まれており、子ども達が毎日通ってくる道の周りには田畑が一杯です。畑に実っているぎゅうりやトマトが、「今日の給食に入っているんだなあ」と思ってくれ、暑い中汗だくで作業されている方に感謝してくれることを望んでいます。

私達は、子ども達の力の素となる給食を、最高の食材で愛情と自信を持って調理しています。子ども達が大人になって小学生の時の給食を懐かしく思い出してくれることを期待し、元気に大きくなってもらうためには、作り手も元気でなくてはと張り切っています。

**子ども達の健康を願って
新鮮な野菜を調理しています**



▲日吉学校給食共同調理場の皆さん

私達は、衛生面に気を付けて食材の良さを活かすよう、日々調理に励んでいます。

(仲川さん)

新鮮な地元の野菜を使って、子どもの喜ぶ声を聞きながら給食を作っています。

(伊藤さん)

新鮮なまま届けられる生産された方の思いの詰まった野菜で、子ども達の健康な体が育つよう心をこめて調理をさせてもらっています。

(小島さん)

食の安全を目指して

給食調理師 山内さん

地元で採れる野菜を中心に、米、きのこ類、味噌などの食材を使って給食を作っています。食材を作っているのは顔見知りの人たちなので、安全で新鮮な物が届きます。この間も、あまりにも良いピーマンだったので、「良いピーマンですね」と言っていると、「給食用に置いときました」と言われ、すごく嬉しい気持ちになりました。

健康な体を作るためには、バランスよく何でも食べることが大切です。何でも食べるようになってきたという声でパワーを貰い、子ども達の元気な声、頑張っている姿にパワーを貰います。

子どもの成長に必要な、「食」に関わる事ができる私達も、健康で頑張っていきたいと思っています。



▲地元産へのこだわり

夢のある農業を目指して

生産者 谷口農園 谷口成生さん

谷口成生さん(日吉町東胡麻)は、高校を卒業してすぐに農業実習をされた後、日吉町特産の壬生菜を50^{kg}、黒大豆を40^{kg}、無農薬の水稲を中心に4^{ha}の農業経営をされています。



▲認定農業者でもある谷口さん

壬生菜はハウス栽培のため、1年を通して給食センターに納品され、様々な料理に使用されます。特に、谷口さんの奥さんが考案された壬生菜や黒豆を使った料理レシピは大人気です。

農業の後継者が少なくなる中、「夢のある農業・夢の持てる農業」を実現し、がんばっておられる谷口さんにエールを送り、これからも子ども達に夢の続きを提供していただきたいと願っています。

(取材 梅津義明委員)



水田経営所得安定対策など、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。

こうした中、情報の先取りがこれからの農業経営を左右するといっても過言ではありません。

新しい農業・農村・農政の動き、農業経営と経済、暮らしの情報がてんこ盛りの情報誌、「全国農業新聞」をぜひお読みください。

申込みは農業委員会事務局まで
TEL 68-0067

発行所 全国農業会議所
発行日 毎週金曜日
購読料 月額600円



ちょっと立ち寄ってみたいなる
場所を目指して
～ 安全な京野菜を安価で提供～
神吉・風の市
(八木町神吉地区)
八木町神吉地区は豊かな自然のある里山ですが、京都市に隣接することで、都会から短時間で立ち寄れます。新鮮野菜はもちろん手作りパンや巻き寿司などをご賞味ください。(取材:小川幸雄委員)

「風の市」は、4月から12月までの間、毎月1回、第2土曜日に八木町の神吉自治会館で開催されます。
農家の方が、出荷できない規格外の野菜を地域の方に提供する目的で、平成18年から始まり、今年で5年目になります。今では、野菜やトルコギキョウの他に、ケーキやパン、布製品など多彩な商品が並びます。
「風の市」を運営しているのは、地域の村おこしについて賛同された方で、前日からのぼりの設置や会場案内板の設置などの準備をされます。大規模な宣伝活動はされていませんが、出店者とお客さんの交流が少しずつ広がっていき、口コミにより参加者は増えています。今では毎

回100人から200人の来場者で賑わいます。

「風の市」の立ち上げから携わっておられる代表者の松崎祐紀代さん（八木町神吉に、市を始められるきっかけなどを伺いました。

きっかけは？

我が家で栽培しているトルコギキョウは、出荷する際に規格外のもので出るため、捨てるのもったいなく思っていました。また、友達も天然酵母菌を使ってパンを焼いていて、二人して地元でなんとか消費できないだろうかと思ひ、色々な方に声を掛け、手作り品を持ち寄ってお店を開いてみようかと相談したのがきっかけです。

はじめられて？

日々の中で、この手作り市がなければ顔を合わせないだろうという方々同志が、お茶を飲みながら、お菓子を食べながら、たわいもない話をし、楽しかったと思える一日にしようという思いでやっています。



▲「トルコギキョウはいかがですか」 松崎祐紀代さん

「風の市」代表者
松崎祐紀代さんからひと言
地元の小さな子ども達から高齢者の方々や、遠方より来て下さる方々が、風の市に来てくださった時に、暑い日に窓から「スー」と入る心地よい風のように、こちよく過ごしてもらえれば最高です。
心地よい気持ちいい風を吹かせたいと、手作りの市、「風の市」を始めて5年。地域の皆様に、温かく見守って頂き、日々感謝しています。

喫茶店のない神吉に、「風の市」の喫茶店が開店すると、子ども達やご年配の方々が、一人一人と集まって来られて、お茶を飲みながらの座談会が始まります。のんびりと時間が流れている、神吉「風の市」に、皆さん一度お越しください。お待ちしております。



石橋律子さんの声

地域活性化という大それた目標のもと、全てにおいて手作りにこだわり、看板から旗、ちらし、作品、お花、農作物、準備、後片付けに至るまで、皆の協力がなければなりたないのが、「風の市」です。市に足を運んでくださった方から、やさしく声をかけて頂き、和気あいあいと楽しいひとときを過ごすことが出来ることに、幸せを感じています。「風の市」に行けば、必ず誰かがいる。お茶を飲みながら、風を肌で感じ、笑顔に出会い、会話がはずむ。「来て良かった」と誰もが思える憩いの場であれば、誰でも気軽に参加できる市です。一人でも多くの方の参加を願っています。

徳山春代さんの声

市を開く朝、スタッフのみなんで作った旗や看板を立てます。神吉に二車線の「ええ」道が出来て20年近くになります。週末には何台もの車やバイク、自転車がある。「ええ」道を通り過ぎていきます。心地よい緑の風が吹き抜ける静かな山里に、ぜひ足をとめ、その風を感じていただきたい。そして知ってほしい。ここは「神吉」！ まあちよつといっぶくしてくださいな。



▲お茶を飲みながらの座談会が始まる

国が支える。安心が大きくなる。

農業者年金

老後の生活設計をご検討の際には、農業者のためのメリットがたくさんある、**農業者のための年金『農業者年金』**の活用を、是非、お考えください！！

Q: 国民年金だけで、十分ですか？

保険料を毎月欠かさず納めて、65歳から受給できる老齢基礎年金の額は、月額 6万6千円（1人）13万2千円（夫婦）になりますが、保険料の未納があった場合は、その分減額されます。

平均的な毎月の生活費として、夫婦で23万円が必要になりますが、このうち、13万2千円を国民年金で賄うとして、残りの約10万円をどのように準備するのが課題となります。

そこで「農業者のための年金」を活用しませんか！

農業者年金は、日本農業の担い手である農業者の方々の、老後生活の安定を図ることなどを目的とした、農業者だけが加入できる「農業者のための年金」です。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者の皆様がより豊かな老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

保険料は、積み立て方式で、月額20,000円を最低とし、1,000円刻みで67,000円まで、増やすことができます。

また、一定条件を満たしている方は、特例保険料を選択することができ、国庫補助により保険料の一部について政策支援を受けることができます。

まずは農業委員会にご相談を！

なんたん

あっちこっち

とにかく広い南丹市。
南丹市のあちらこちらでは、その地域ならではの面白く、
楽しい、また興味深い取り組みがされています。
そんな南丹市の、**あっちこっち**のできごとを紹介します。



ふるさと探検隊 in南丹



「ふるさと探検隊in南丹」は、次世代を担う子ども達に、地域の農業生産や身近な生活環境を見て、その役割や歴史を学ぶことにより、ふるさとに誇りと愛着を持つていただくことを目的に毎年実施されています。



▲238年前にできた大西井堰

今年、船岡地区一本の農地を潤している「大西井堰」のトンネル(勝抜隧道)の探検を行いました。日吉タムの直下流にある大西井堰は、安永元年に創設された農業用水路です。昭和16年に日吉町殿田と園部町船岡を直結するトンネル(勝抜隧道)を掘り、用水路が短縮されました。現在も大西井堰土地改良区によって大切に管理され、50haの農地に水を送り続けています。

当日34名の子ども達が参加し、担当の方から井堰や水路の歴史、地域の農業についての話を聞きました。トンネル(勝抜隧道)では、安全対策でヘルメットを着用して通り抜けました。人力で掘ったと聞いて、参加したみんなは、作業の大変さを知ることができました。

(取材 河村明義委員)



吉富小学校の食育



吉富小学校の1・2年生の生徒たちが田んぼの学習を始めて7年目になります。

春にはてんとう虫や蝶、カエル、おたまじやくし、秋の稲刈りには赤とんぼやイナゴ、バッタなど多くの生き物が生徒たちを迎えてくれます。

生徒たちは、色々な生き物などにお世話になって、初めてお米を得ることができたことを学びました。食事の時に手を合わせて、「いただきます」と言っつのは、お父さんやお母さんに感謝すると同時に、多くの生き物の「命をいただきます」と言っつことを学びました。

生徒たちが育てた稲は、10月に稲刈りをし、学校のグラウンドで乾してから足踏み脱穀機で脱穀をし、すり鉢とソフトボールで粉摺りをします。

育てた黒米はモチの品種です。1月に学校で、餅をみんなであついで食べます。

また、この数年は吉富小学校の生徒たちが育てたお米を、1日分だけですが南丹市の学校給食に使って頂き、生徒たちがした仕事を市内の他の小学生に知ってもらっています。



▲命をいただくことに感謝して収穫

(取材 若井勝美委員)



貸農園で さつまいも植え



日吉町殿田の子ども達が、大向営農組合に貸農園を提供していただき、6月26日にさつまいもの苗を植えました。一人に五本ずつ、みんな「どうするの?これでもいいの?」とわいわい楽しく作業を行い、収穫が楽しみです。

今年、は植え付け後、日と続きで水かけが大変でしたが、大きいさつまいもを掘ることが出来るのを楽しみに頑張りました。また、草引きにも頑張りに、収穫を心待ちにしています。

(取材 吉田陽子委員)

編集後記

例年を上回る猛暑の夏も過ぎ、本号で紹介している、神吉「風の市」の安心安全な手作り野菜も、秋が旬のもの主流になってきました。

学校では「学期も始まり、「食と農業」で紹介したように、地元農家が丹精こめて作った食材を利用した給食が提供されています。

農政においては、農地転用制度や米トレーサビリティ制度など、農地と米に関する制度を主に取り上げました。また、「あっちこっち」では、元気な地域の取り組みを紹介しています。

南丹市内で元気に活動されている農業団体や、子ども達の農業体験など、身近な活動がありましたら、広報委員会まで情報の提供をお願いします。

(広報委員長 塩井洋一)